

平成17年度特別指定生活路線概要

運行開始年月日	地域名	主体	運行の概要
16年 4月 1日	北海道 帯広市	同左	<p>【デマンド運行乗合タクシー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幹線バス路線の停留所を起終点として、事前に予約された地点のみ（地区内であればどこでも）をまわる乗合タクシーを運行。定時運行を行うが、予約がない場合には運行しない。</li> <li>・ 一回500円</li> <li>・ 名称「あいのりタクシー」（大正交通㈱に運行委託）</li> </ul>
16年 9月 1日	北海道 士別市	同左	<p>【スクールバスとの統合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街地と農村部を結ぶ既存バス路線を廃止し、スクールバスと統合した21条バスで代替運行をする。農村部では予約によるデマンド運行を行い、それ以外では定時定路線で運行する。</li> <li>・ 各地区で均一料金（200～700円）</li> <li>・ 名称「丘のランランバス」（士別軌道㈱に運行委託）</li> </ul>
16年 9月23日	岩手県 二戸市	同左	<p>【廃止代替バス・患者輸送バス・スクールバスとの統合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃止代替バス（自治体バス）、市内10地区で週一回だけ無料運行してきた患者輸送バス及びスクールバスを統合し既存乗合バス路線、鉄道駅と結節するコミュニティバス路線を運行。</li> <li>・ 一回200円</li> <li>・ 名称「にこにこ号」</li> </ul>

運行開始年月日	地域名	主体	運行の概要
16年 4月 1日	秋田県 大館市	同左	<p>【スクールバスとの統合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バスとスクールバスとの一元化を図り、利便性を図るために鉄道駅・病院・商店街及び公共施設等にアクセスしコミュニティバスとして運行。</li> <li>・名称「さわやかみなみ号」 (秋北バス(株)に運行委託)</li> </ul>
17年 4月 1日	宮城県 白石市	同左	<p>【路線バスと患者輸送バスの統合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5両7コースで運行し、70歳以上・中学生以下、障害者の方は無料。市街地以外では停留所以外でも乗り降りが可能。</li> <li>・名称「きゃっするくん」</li> <li>・1回100円</li> </ul>
15年 6月20日	石川県 白山市 (旧鳥越村)	同左	<p>【スクールバスとの統合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村のスクールバス3両を運行していたが、統合し村内の交通空白地帯を巡回し生活交通路線(河原山線)に結節する路線として運行。 (加賀白山バス(株)に運行委託)</li> </ul>
16年10月 1日	愛知県 三好町	同左	<p>【路線バスとデマンド運行の乗合タクシーの組み合わせ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内を運行するコミュニティバス2路線を幹線路線とし、一定のエリアから幹線路線の停留所までデマンド制で運行を行う乗合タクシーを支線路線として運行。 (愛知つばめ交通(株)等に運行委託)</li> </ul>

運行開始年月日	地域名	主体	運行の概要
16年 5月 1日	福岡県 前原市	同左	<p>【路線バスとデマンド運行の乗合タクシーの組み合わせ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デマンド制を導入し、10時～16時の間は予約が無い場合は運休となり、無駄な経費を削減（朝・夕はバス車両で定時定路線運行）。</li> <li>また、路線から約300m離れた場所までは予約によりお迎えに行くシステムを導入して利用者の利便性を向上させた。</li> <li>・ミニバスを新規に3両購入することによって、市街地循環線と広域幹線との乗り継ぎを円滑に行えるようにし、結果的に広域路線の運行本数を増加させることが可能となった。</li> </ul> <p>（昭和自動車㈱・福岡昭和タクシー㈱に運行委託）</p>
16年 9月30日	宮崎県高千穂町	同左	<p>【路線バスと行政バスの統合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バスセンターのないシャトル式の運行で、役場、病院、学校、温泉、駅、公園、文化施設などへアクセス性を強化。</li> <li>・利用実態に即した運行形態の効率化 <ul style="list-style-type: none"> <li>幹線（2系統）～40人乗り中型バス</li> <li>地域（小集落6系統）～15人乗り小型バス</li> </ul> </li> <li>・自治体と連携した住民参加型で、運行協力組織（自治体）へ運転者の確保と利用促進運動を依頼する。</li> <li>・名称「ふれあいバス」 <ul style="list-style-type: none"> <li>（幹線～宮崎交通㈱に運行委託</li> <li>地域（小集落）～住民による運行）</li> </ul> </li> </ul>